

現在、本市は、人口増加による都市基盤の整備などに対応することが喫緊の課題となっています。また、地域によっては、コミュニティが希薄となっており、市民の防災、防犯、福祉等に対する意識やまちづくりに対する関心の低さが懸念されています。

そのため、新たな住民ニーズに対応できるよう、行政運営の仕組みを前進させ、来たる局面に対処できる体制を整えておく必要があります。そして、思い切った発想の転換で新しい価値観を創造し、誰もが役割を持ち、生きがいに満ちて健康に暮らせるまちづくりを目指すことが必要です。

このため、「一人ひとりに役割と居場所があるまちづくり～幸せが実感できるまち～」を将来像とした長久手市行政改革指針を平成29年3月に策定し、平成29年4月に運用開始しました。

なお、策定した本指針は、現行の行政運営方針である「第2次新しいまちづくり行程表」を基本方針に据え、本市の行政改革を進めるうえで羅針盤としての役割を果たし、まちづくりの重要な方針となるものです。また、本指針に基づく取り組みの検証については、行政評価（内部評価・外部評価）を活用し、PDCAサイクルを機能させ、改善を図っていきます。

【将来像】「一人ひとりに役割と居場所があるまち～幸せが実感できるまち～」

【基本方針】「3つのフラッグ《つながり》《あんしん》《みどり》」

● 行政改革指針を実現するための基本項目 ●

(1) 市民に向けた行政サービスの充実を目指した取組

第2次新しいまちづくり行程表の「11の政策」

フラッグ1 つながり

- ①住民の力を生かした新しい役割分担の仕組みをつくる
- ②住民サービスを向上させる
- ③地域にある施設の活用を推進する

フラッグ2 あんしん

- ④地域一丸で、子育て支援を充実させる
- ⑤障がい者も要介護も認知症も大丈夫
- ⑥地域の安心安全をみんなで作る
- ⑦健康づくりの輪を広げ、いくつになっても元気で輝く

フラッグ3 みどり

- ⑧地球にやさしい低炭素社会をつくる
- ⑨公共用地を中心にまちに緑の森を増やす
- ⑩“農”が持つ多様な役割をまちづくりに生かす
- ⑪魅力ある景観を創り出す

(2) 行政運営を改善する取組

合理的・効率的な行政運営の推進

- ・組織内の横断的な連携改善の強化
- ・行政評価の実施
- ・自治体情報システムのクラウド化
- ・ICT^{*1}化と業務改革の一体的な取組
- ・情報セキュリティの確保
- ・自治体間連携

財政マネジメントの強化

- ・公共施設等総合管理計画（公共FM）の運用
- ・統一的な基準による地方公会計の運用
- ・公営企業会計の導入
- ・第3セクターの経営の安定化

行政サービスのオープン化・アウトソーシング等の推進

- ・民間委託
- ・指定管理者制度
- ・PPP^{*2}/PFI^{*3}

*1 ICT…Information and Communication Technologyの略。情報通信技術のこと。

*2 PPP…Public Private Partnershipの略。公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念で、民間資本や民間のノウハウを活用し、効率化や公共サービスの向上を目指すもの。

*3 PFI…Private Finance Initiativeの略。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率化やサービスの向上を図る公共事業の手法（PFI法に基づく事業）。